世羅町競争入札心得

【執行について】

（１）入札参加者は、仕様書、設計書、図面及び関係書類並びに世羅町財務規則及びその他関係法令等熟覧のうえ入札に参加してください。

（２）入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と当該契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。また、入札参加者は、契約担当職員が世羅町低入札価格調査制度事務取扱要綱（平成 20 年６月 25 日訓令第 41 号）に基づき低入札調査を行うときは、これに協力しなければいけません。

（３）入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除いて、入札室の出入りを禁止します。

（４）入札執行中は、入札者の私語放言を禁止します。

（５）入札室には、入札事務に必要な者以外は入室できません。

（６）入札指名を受けた者は、入札書投函に至るまで、いつでも入札を辞退することができます。この場合においては、その旨を次に掲げるところにより申し出てください。

① 入札執行前にあっては、入札辞退届を持参、又は郵送してください。

② 入札執行中にあっては、入札辞退届又は入札書に辞退の旨を記載して提出してください。

なお、正当な理由により入札を辞退した者については、辞退したことを理由として以後の入札指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

（７）指名競争入札の場合で入札者が１人のときは、その入札を中止します。

【入札書について】

（１）入札書は予め配付する様式を使用し、必要事項を記載して担当職員の指示により提出してください。

（２）入札指名を受けた代表者以外の者が代理人として入札する場合は、必ず代理権限を証する委任状を提出してください。

（３）提出した入札書の引換え、又は変更若しくは取消しをすることはできません。

（４）入札書に記載誤りがあった場合は、訂正印により訂正してください。ただし、金額の訂正は認めません。
（５）入札書に記載する数字はアラビア数字を用いて、金額の前には必ず円記号を記載してください。

【無効入札について】

次のような場合に該当する入札は無効となります。

（１）入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
（２）入札を取消すことができる未成年、成年被後見人及び被保佐人の意思表示であるとき。
（３）契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
（４）同一の入札において、入札者が２通以上の入札をしたとき。
（５）他人の代理を兼ね、又は２人以上を代理して入札をしたとき。
（６）入札者が連合して入札したとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
（７）入札保証金が所定の額に満たないのに入札をしたとき。
（８）誤字、脱字等のため必要な記載事項や押印を確認できない入札をしたとき。
（９）指名競争入札で再度の入札をした場合においてその入札が１であるとき。
(10) 委任状を持参しない代理人が入札をしたとき。
(11) 金額を訂正した入札をしたとき。
(12) 工事費内訳書の提出を求めた入札において、工事費内訳書に必要な記載事項等が確認できない入札をしたとき。
(13) 入札金額の前に円記号がない入札をしたとき。
(14) 予定価格を事前公表する入札において、予定価格を超える入札をしたとき。
(15) 最低制限価格を設定している入札において、最低制限価格未満の入札をしたとき。
(16) 再度入札において、前回の最低入札金額を超える入札をしたとき。このときは再々度入札への参加は認めません。

【その他】

（１）無効入札又は入札を無断欠席した場合は、世羅町建設工事指名業者等選定要綱第 11 条の勘案事項の対象となります。
（２）入札参加者は、入札終了後、設計図書及び現場等の不明を理由として異議を申し立てることはできません。
（３）原則、入札辞退届は提出した後の取下げはできません。